

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

無担保・延滞金なし

徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

担保の提供は不要です。猶予期間内は延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下 のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象となります。
- これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- 関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）又は納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

(注) 申請手続についての詳細は、市ホームページを参照いただくか、お問い合わせください。

相 模 原 市

- 市税（国民健康保険税を除く）に関するお問い合わせ

納税課（収納整理第1・2班）

042-769-8300

相模原市中央区中央 2-11-15 第2別館 2階

緑区税事務所（収納整理班）

042-775-8808

相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5階

南区税事務所（収納整理第1・2班）

042-749-2163

相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 3階

- 国民健康保険税に関するお問い合わせ

国保年金課（収納班）

042-769-8234

相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1階